

下水汚泥収集運搬業務委託（中部・東部浄化センター～南部浄化センター）
に係る質問及び回答

更 新 日	平成30年 1月30日現在
掲載・閲覧開始日	平成30年 1月31日掲載

質問 1	現時点（今年度）業務委託を受けていらっしゃる業者様はどこでしょうか。
回答 1	平成29年度業務は、株式会社八木運送が受託されています。

質問 2	<p>10トン車以下のダンプトラックを使用する事とあります。 シャッターの高さが低い所がありますので、通称ガラダンプといいますが（土木業者が良く使用する砂利等を運搬する車両です。）この車両でも可能でしょうか。</p>
回答 2	<p>使用車両については、仕様書第9条に記載する次の条件を満たしている必要があります。</p> <p>(1) 車両は産業廃棄物専用許可車両を使用すること。</p> <p>(2) 汚泥の飛散、臭気の発散、脱離液の漏洩等がなく適正に運搬できる構造の車両を使用し、臭気飛散防止措置を講ずること。</p> <p>(3) 使用する車両は原則として10トン車以下とする。</p> <p>(4) 使用する車両のサイズ等については、搬出場所及び搬入場所の寸法（仕様書参照）を確認すること。</p> <p>上記要件を満たす車両、特に汚泥の飛散、臭気、脱離液の漏洩等がないよう留意のうえ使用車両を選定し営業車両調書（様式第4号）等を提出してください。個別車両の可否については、申請書等（営業車両調書、車検証の写し、車両写真等）にて判断させていただき、結果につきましては文書にて通知いたします。</p> <p>なお、仕様書第8条第5項に異物を混入しないようにと定めており、雨水や砂利等も異物となります。これらの、仕様書の基準を満たすための措置（次に例示する措置等）が必要となる場合がありますのでご了承のうえ、入札に参加願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の降込みや汚泥の飛散を防止するためシートを被せる ・ 砂利の運搬に使用した車両は汚泥を積み込む前に荷台を清掃したうえで排出場所に来所する ・ 汚泥の飛散を防止するため1回に積み込む汚泥量を少なくする